

## 旭川市地域まちづくり推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地域のまちづくり活動の円滑な推進を図り、地域の活性化に資する事業を実施しようとする者に対する地域まちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者は、設立目的が異なる団体又はその構成員や住民が複数で組織する団体、もしくは、地域まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の委員を推薦している団体又はその構成員のみで組織する団体であって、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 協議会の委員が参画していること。
- (2) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (3) 団体の会計が適正に管理されていること、又は管理されると見込まれること。
- (4) 団体の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 営利を主たる目的とする団体
- (2) 政治、宗教、選挙活動にかかわる団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) その他市長が不適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、協議会の意見が反映された事業のうち、次の各号の区分に応じ当該各号に定める事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 単独型まちづくり事業補助金 協議会の意見が反映された「まちづくり推進プログラム」（以下「プログラム」という。）に沿って実施する事業
- (2) 包括型まちづくり事業補助金 プログラムに沿って作成した地域活動の計画（以下「活動計画」という。）に基づき、3事業以上を一体的に実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- (4) 法令等に違反するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 本市の他の補助金の交付を受けるもの
- (7) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費の範囲は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 懇親会費
- (4) 食糧費（ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象とする。）
- (5) 備品購入費（ただし、市長が特に必要と認めた場合に限り、補助対象とする。）
- (6) 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- (7) 工事請負費
- (8) 事業実施のための事前の調査研究や研修に係る経費
- (9) その他市長が不適当と認める経費

(補助額等)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で協議会ごとに上限を定めるものとする。

2 第3条第1項第1号の規定による補助金は、1事業当たり20万円を上限とする。

3 第3条第1項第2号の規定による補助金は、1協議会当たり40万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域まちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域まちづくり推進事業実施計画書(様式第1号-2)

(2) 収支予算書(様式第1号-3)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査した上で毎会計年度予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、その結果を地域まちづくり推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に実施した部分については、この限りではない。

(状況報告等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告又は実地調査により補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、決定の内容に従って事業を遂行するよう指示するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の後において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、地域まちづくり推進事業変更申請書(様式第3号)、活動計画に基づき実施している事業にあつては変更した活動計画を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容等の変更が軽微であつて交付決定額の増額でない変更の場合は提出を要しないものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく承認又は不承認の決定をしたときは、地域まちづくり推進事業変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(完了の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域まちづくり推進事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 地域まちづくり推進事業実施報告書(様式第5号-2)

(2) 収支決算書(様式第5号-3)

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した第19条各号に掲げる財産について現存を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合していると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域まちづくり推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、地域まちづくり推進事業補助金概算払申請書（様式第7号）及び資金収支計画書（様式第7号-2）を提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく承認又は不承認の決定をしたときは、地域まちづくり推進事業補助金概算払承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 第13条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、地域まちづくり推進事業補助金（概算払）交付請求書（様式第9号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の概算払を受けようとする場合について準用する。この場合において、「第13条」とあるのは「第14条第3項」と読み替えるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第13条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを決定したときは、地域まちづくり推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して返還を求めるとし、納期限は、納入の通知をする日の翌日から起算して20日以内とする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して返還を求めるとし、納期限は、納入の通知をする日の翌日から起算して20日以内とする。

（関係書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産で次の各号に掲げるものについて、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

(1) 機械及び重要な器具で特に必要があると認めて定めるもの

(2) その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

（補助事業の表示）

第20条 補助事業者は、補助事業により購入した備品に、補助金の交付を受けて購入した旨を表示するものとする。ただし、備品の性質により表示することが困難な場合は、この限りではない。

2 前項に規定する表示はラベルとし、補助事業者が用意するものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第21条 補助事業者は、補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合には、速やかにその旨を報告しなければならないものとする。ただし、補助金等の交付申請時又は実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを減額して申請又は報告するものとする。

2 前項に規定する報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額に相当する額について、補助事業者に対し返還を請求するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。